

J A S 認 証 手 数 料 等 規 程

一般社団法人全国木材検査・研究協会

1. 認 証 手 数 料

日本農林規格等に関する法律施行規則第 46 条第 1 項で定められた事業者の認証に関する手数料。

(1) 新 規 認 証 手 数 料

区 分	A タイプ	B タイプ	摘 要
標 準 製 材	429,000 円 (本体価格 390,000 円)	308,000 円 (本体価格 280,000 円)	構造用製材、造作用製材、下地用製材及び広葉樹製材の内、未乾燥製材。構造用製材には、円柱類を含む。 構造用製材と円柱類を同時に認証する場合、円柱類の手数料は品質の検査料及び試験料のみとする。
人工乾燥処理製材	374,000 円 (本体価格 340,000 円)	275,000 円 (本体価格 250,000 円)	標準製材の人工乾燥処理品目・区分。
天然乾燥処理製材	374,000 円 (本体価格 340,000 円)	275,000 円 (本体価格 250,000 円)	標準製材の天然乾燥処理品目・区分。
保存処理製材	374,000 円 (本体価格 340,000 円)	275,000 円 (本体価格 250,000 円)	標準製材の保存処理品目・区分。
機械等級区分構造用製材	429,000 円 (本体価格 390,000 円)	352,000 円 (本体価格 320,000 円)	人工乾燥処理に限る。
枠組壁工法構造用製材	396,000 円 (本体価格 360,000 円)	275,000 円 (本体価格 250,000 円)	人工乾燥枠組壁工法構造用製材を含む。
MSR 枠組材	429,000 円 (本体価格 390,000 円)		MSR 枠組材は、A タイプ認証に限る。
承 継 に 係 る 新 規 認 証	143,000 円 (本体価格 130,000 円)	110,000 円 (本体価格 100,000 円)	承継に係る新規認証は、既認証事業者が監査（定期）を受け、引き続き認証が維持されていると認められてから 6 ヶ月以内に申請があり、かつ既認証時の認証事項に変更がない事業者を対象とする。
販 売 業 者 、 輸 入 業 者 等	販売業者、輸入業者等が連携する工場が取得する認証の品目・区分ごとに要する手数料を単価に、工場数を乗じて算出される額。 【手数料積算事例】 ①標準製材（構造用製材）1 工場と連携する場合 A タイプ 429,000 円（本体価格 390,000 円） B タイプ 308,000 円（本体価格 280,000 円） ②標準製材（構造用製材）3 工場と連携する場合 A タイプ 1,287,000 円（本体価格 390,000 円×3） B タイプ 924,000 円（本体価格 280,000 円×3） ③標準製材（構造用製材）2 工場と人工乾燥処理製材（構造用製材）1 工場と連携する場合 A タイプ 1,232,000 円（本体価格 390,000 円×2 + 340,000 円） B タイプ 891,000 円（本体価格 280,000 円×2 + 250,000 円）		

改定日：2020-11-18

(2) 複数品目・区分の新規申請及び追加品目・区分の新規申請並びに認証タイプの移行に係る手数料

①複数品目・区分の新規申請及び追加品目・区分の新規申請に係る手数料

複数品目・区分を同時に認証する新規申請があった場合及び既認証工場が認証品目・区分を新規追加する申請があった場合の手数料は、2品目・区分以降又は追加する品目・区分が1品目・区分増える度に、下表の手数料を加算する。

区 分	Aタイプ	Bタイプ
2品目以降または品目・区分追加申請に係る1品目・区分あたり認証手数料	143,000円 (本体価格130,000円)	110,000円 (本体価格100,000円)
新規認証が承継に係わる場合の1品目・区分あたり認証手数料	71,500円 (本体価格65,000円)	55,000円 (本体価格50,000円)

②認証タイプの移行手数料

既認証事業者が、認証タイプをBタイプからAタイプに、又はAタイプからBタイプに移行する際の手数料は、次のとおりとする。

区 分	基本手数料	追加手数料 (2品目・区分以上1品目・区分あたり加算単価)
BタイプからAタイプに移行	231,000円 (本体価格210,000円)	88,000円 (本体価格80,000円)
AタイプからBタイプに移行	187,000円 (本体価格170,000円)	66,000円 (本体価格60,000円)

※追加手数料は、複数の品目・区分を認証している工場の認証タイプの移行に際して課す。

※移行手数料=基本手数料+{追加手数料×(認証品目・区分数-1)}として計算する。

(3) 認証事項の変更及び追加監査並びに臨時監査の審査及び調査手数料

区 分	手数料単価	摘 要
書類審査手数料	16,500円 (本体価格15,000円)	
実地調査手数料	基本手数料 16,500円 (本体価格15,000円)	2時間以内の調査の場合の手数料単価
	追加手数料 8,250円 (本体価格7,500円)	2時間を越えた調査の場合の、1時間あたり追加手数料単価

※書類審査手数料及び実地調査手数料には、製品の検査料及び試験料を含まない。

(4) 監査手数料

	Aタイプ	Bタイプ	摘 要
監 査 手 数 料	143,000円 (本体価格130,000円)	110,000円 (本体価格100,000円)	監査手数料には、書類審査及び実地調査の費用を含むが、製品の検査料及び試験料は含まない。

(5) 新規認証、認証タイプの移行及び監査並びに認証事項の変更、追加監査及び臨時監査に際し
要する製品の検査料単価及び試験料単価

区 分		検査料・試験料単価	摘 要		
材面等検査		3,872 円 (本体価格 3,520 円)	1 荷口あたり 10 本を抽出して行う材面及び寸法検査の単価		
保存処理	浸潤度試験	1,100 円 (本体価格 1,000 円)	1 試験あたり 2 個の試験体で試験する際の単価		
	吸収量試験	検査対象薬品 1 成分		27,500 円 (本体価格 25,000 円)	
		検査対象薬品 2 成分		31,900 円 (本体価格 29,000 円)	
含水率試験	人工乾燥処理製材	16,500 円 (本体価格 15,000 円)	全乾質量法により 1 試験あたり 5 本×2 試験体=10 試験体で試験する際の単価		
	天然乾燥処理製材	33,000 円 (本体価格 30,000 円)	全乾質量法により 1 試験あたり 10 本×3 試験体=30 試験体で試験する際の単価		
曲げ性能試験	機械等級区分 構造用製材	試験材の寸法が、木口短辺 150 mm以下、長さ 4 m以下	73,700 円 (本体価格 67,000 円)	1 試験あたり 5 本の試験体を使用して試験する際の単価	
		試験材の寸法が、木口短辺 150 mm以下、長さ 6 m以下	110,000 円 (本体価格 100,000 円)		
		試験材の寸法が、木口短辺 320 mm以下、長さ 9.5 m以下	220,000 円 (本体価格 200,000 円)		
	MSR 枠組材	試験材の長さ 4 m以下		221,760 円 (本体価格 201,600 円)	1 試験あたり 28 本の試験体を使用して試験をする場合の単価
		曲げ性能試験	46,200 円 (本体価格 42,000 円)		
		含水率試験			

(6) MSR 枠組材工場再稼働審査等に要する手数料

区 分	手数料	摘 要	
書類審査手数料	24,750 円 (本体価格 22,500 円)		
実地調査手数料	4 時間以内	33,000 円 (本体価格 30,000 円)	実地調査が 1 泊を要する場合は 8 時間以内の金額とする。
	8 時間以内	66,000 円 (本体価格 60,000 円)	
製品検査料	1 の (5) の規定による。		

注：MSR 枠組材認証工場が品質管理で異常を検知し、稼働を停止した後、再稼働のために行う審査及び調査。

(7) 旅費

(1) ～ (6) の業務に、旅費を要した場合は、一般社団法人全国木材検査・研究協会の定める旅費規程に基づき積算された旅費の実費を、申請者から申し受ける。

2. 全数検査認証手数料等

日本農林規格等に関する法律施行規則第 46 条第 2 項で定められた認証事項の確認に要する費用。

全数検査認証の対象品目は、構造用製材、造作用製材、下地用製材及び広葉樹の未乾燥製材とする。

(1) 全数検査認証手数料

区 分		手数料単価	摘 要
新規認証手数料		44,000 円 (本体価格 40,000 円)	1 認証事業者あたりの手数料。
製品全数検査手数料	50 本以下	4,400 円 (本体価格 4,000 円)	検査手数料を計算する際は、不合格本数を含む検査対象製品の全数を手数料計算の対象とする。
	100 本以下	8,800 円 (本体価格 8,000 円)	
	200 本以下	17,600 円 (本体価格 16,000 円)	
	300 本以下	26,400 円 (本体価格 24,000 円)	
	400 本以下	35,200 円 (本体価格 32,000 円)	
	400 本以上	35,200 円 (本体価格 32,000 円) に上記単位の手数料単価を加算	
全数検査認証事業者の 2 回目以降の確認・検査手数料		22,000 円 (本体価格 20,000 円)	2 回以降の認証の手数料は、この手数料と製品全数検査手数料で構成する。この手数料には、実地調査手数料を含む。
監査手数料	監査手数料	22,000 円 (本体価格 20,000 円)	新規認証日又は 2 回目以降の確認の日から概ね 1 年を越え、以後も事業者が認証の継続を希望する場合。 書類審査に加え、実地調査を要する場合は、実地調査手数料を加算。
	実地調査手数料	16,500 円 (本体価格 15,000 円)	
認証事項 変更手数料	変更手数料	22,000 円 (本体価格 20,000 円)	書類審査に加え、実地調査を要する場合は、実地調査手数料を加算。
	実地調査手数料	16,500 円 (本体価格 15,000 円)	

(2) 旅費

全数検査認証業務に、旅費を要した場合は、一般社団法人全国木材検査・研究協会の定める旅費規程に基づき積算された旅費の実費を、申請者から申し受ける。

3. その他の手数料等

区 分		手数料単価	摘 要
関係書類発行手数料		5,500 円 (本体価格 5,000 円)	全木検査業務認証規程第 49 条第 2 項に規定する財務諸表等関係書類を発行するための手数料
検査証明書発行手数料		5,500 円 (本体価格 5,000 円)	検査に合格した製品の検査証明書発行手数料。同証明書の再発行手数料は同額。
認証書再発行手数料		11,000 円 (本体価格 10,000 円)	認証書の再発行手数料。
審 査 手 数 料 機 械 等 級 区 分 装 置 及 び 等 級 区 分 機 器	新規認証手数料	330,000 円 (本体価格 300,000 円)	1 機種あたりの単価。既認証機種の改良などによる再審査手数料は、新規認証手数料と同額。
	更 新 手 数 料	330,000 円 (本体価格 300,000 円)	1 機種あたりの単価。更新は 5 年毎に実施。
	適用範囲の拡大	39,600 円 (本体価格 36,000 円)	1 機種あたりの単価。装置の改良を行わない適用範囲を拡大する場合の手数料。装置を改良した場合の手数料は、新規認証手数料に同じ。
審 査 手 数 料 イ ン サ イ ン グ 機 器	新規認証手数料	88,000 円 (本体価格 80,000 円)	1 機種あたりの単価。既認証機種の改良による再審査手数料は、新規認証手数料と同額。
	更 新 手 数 料	55,000 円 (本体価格 50,000 円)	1 機種あたりの単価。更新は 5 年毎に実施。
	適用範囲の拡大	26,400 円 (本体価格 24,000 円)	適応樹種及び刃数の変更。既認証機種の改良による再審査手数料は、新規認証手数料と同額。